

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

伊達市犯罪被害者等 見舞金等制度のご案内

殺人や傷害などの故意の犯罪行為により死亡された方のご遺族や重傷病を負われた方が、被害直後に直面する経済的な負担の軽減を目的とする見舞金等制度です。

見舞金等の種類・支給額・対象者

遺族見舞金 60万円

犯罪により死亡した方の第1順位遺族（以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい遺族）

- ①配偶者（事実婚を含む）
- 被害者の収入によって生計を維持していた世帯の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 上記に該当しない被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

重傷病見舞金 30万円

犯罪による負傷や疾病により、療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上の上院（精神疾患の場合は、通算3日以上労務に服することができない）と医師に診断された方

転居費用助成金 20万円

遺族見舞金や重傷病見舞金に該当する方のうち、犯罪により従前の住居に居住することが困難になり、新たな住居へ転居される方

いずれも、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、伊達市内に住所を有する被害者又はご遺族であること

対象となる犯罪

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた刑法その他日本国における刑罰法令に規定する、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く）による犯罪の被害

支給できない場合

- 犯罪被害者又は（第1順位）遺族と加害者の間に夫婦（事実婚含む）、直系血族（事実上養子縁組含む）、3親等内の親族関係があったとき。
- 犯罪被害者又は（第1順位）遺族が犯罪を誘発したとき。その他、犯罪被害者又は（第1順位）遺族にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- 犯罪被害者又は（第1順位）遺族が、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であるとき。
- その他、見舞金を支給することが社会通念上適切でないときと認められるとき。

申請に必要な書類（主なもの）

遺族見舞金

- 犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書
- 添付書類（死亡診断書、住民票、戸籍謄本、受給代表者決定申出書 など）

重傷病見舞金

- 犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書
- 添付書類（診断書、住民票 など）

転居費用助成金

- 犯罪被害者等転居費用助成金支給申請書
- 添付書類（転居に際して運送業者等が作成した内訳書、住民票、戸籍謄本など）

申請方法・期限

申請方法

下記申請窓口宛てに直接の提出又は郵送

申請期限

- **見舞金** 申請者が、犯罪被害の発生を知った日から2年以内。なお、重傷病の方が死亡した場合には、死亡した日から2年以内。
- **転居費用助成金** 犯罪被害が発生した日から1年以内。

利用に当たっては、上記以外にも必要な条件があります。詳細は、下記の窓口までお問い合わせください。

伊達市生活環境課生活交通係

〒960-0692 伊達市保原町字舟橋180番地

電話番号：024-575-1290

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日及び年末年始を除く）

ホームページもご覧ください。

伊達市 犯罪被害者等見舞金

検索

